

—環境宣言—

1. 基本理念

私たちのまち宇治は、悠久なる宇治川の流れと豊かな緑に囲まれて、千年の昔から平安貴族の別業の地として、また、恵まれた自然を活かした宇治茶の生産地として、自然と密接に関わりながら宇治の歴史・文化を創り上げてきました。

私たち宇治市民は、守り育てられてきた豊かな自然と文化を次の世代に引き継ぐ責務があります。

しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や生活様式により、環境問題は私たちの暮らす地域だけではなく地球温暖化などの地球規模の問題となっています。

このような中、2015(平成 27)年 12 月に COP21 において 2020(平成 32)年以降の地球温暖化対策を定めた「パリ協定」が採択され、翌年に発効しました。この国際協定に日本も批准し、まさに地球規模で地球温暖化対策に取り組むこととなります。

そのため宇治市では、自然と調和のとれた環境を将来の世代へ引き継いでいくことを目指し、『宇治の豊かな「歴史・文化」と「自然」を守り育て、将来にわたって安心して暮らせる「ふるさと宇治」』の実現のため、市民・事業者・市の三者協働で環境保全に取り組みます。

また、三者協働のもと、地球温暖化対策を推進し、地域から貢献していくことを目指します。

2. 基本方針

宇治市は環境への影響を継続的に改善するため、次の取り組みを積極的に推進します。

- (1) 「宇治市環境保全基本条例」「宇治市環境保全計画」「宇治市地球温暖化対策地域推進計画」をもとに、環境に配慮したまちづくりに努めます。
- (2) 市自らが事業者であり、消費者であるという立場から、「宇治市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業に係る温室効果ガス排出の抑制に向けた省エネ・省資源に取り組みます。
- (3) 環境に関連する法規制を遵守します。
- (4) 「ふるさと宇治」の実現に向けて、本市の環境マネジメントシステムである宇治市環境アクションを運用し、環境負荷の低減に努め、さらに確実に継続的な取り組みを推進します。
- (5) 本市が行う事務・事業の環境への影響を評価し、目的・目標を設定し、その実現のための実施計画を実行します。目的・目標は達成の度合いに応じて見直します。
- (6) 全職員が環境宣言を理解し、環境に配慮した業務を実行できるように研修を行い、意識の定着を図ります。
- (7) 環境に関する情報を広く内外に公表し、市民・事業者の環境保全活動への取り組みの促進を図ります。また、市民・事業者や職員からの意見や提案を市の業務に反映させます。

平成 30 年 4 月 1 日

宇治市環境管理推進本部長
宇治市長